

技術調査課からのお知らせ

① 毎月第 2 土曜日 一斉閉所について (令和 5 年 4 月から実施中)

- ・令和 6 年 4 月からの時間外労働上限規制の適用を控え、近畿地方整備局をはじめ、本県を含む府県・政令市において取り組んでいる、毎月第 2 土曜日の建設現場一斉閉所については、既に 4 月 6 日付にて本部あて協力依頼しておりますが、改めて協力をお願いしたい。
※なお、閉所できなかった場合のペナルティはなし。

② 県発注工事の発注者指定型週休 2 日工事への移行について (令和 5 年 7 月 1 日以降公告分から実施)

- ・これまでの受注者希望型を、令和 5 年 7 月 1 日以降は、適正な工期設定及び必要な経費を計上し、原則 発注者指定型週休 2 日工事へ移行します。
- ・なお、週休 2 日の未達成によるペナルティはなし。ただし、達成できなかった場合は減額変更を行います。(減額金額については、初回の工事打合せ時に提示)
- ・罰則規定が無い令和 5 年度中に、令和 6 年 4 月からの時間外労働上限規制の適用に向け準備を進めていただきたい。

③ けんさんぴん登録されていない建設資材に関する技術提案について (令和 5 年 6 月 1 日以降公告分から実施)

- ・総合評価の技術提案で、けんさんぴん登録されていない建設資材を使用する提案があり、その建設資材が審査項目に適合した場合には、速やかにけんさんぴん登録することになりました。
- ・このため、入札時に提出される技術資料(県産品、リサイクル製品の積極利用(その2))に、当該建設資材製造事業者の同意が必要となります。なお、同意のない建設資材については、総合評価において加点の対象とならないので、ご注意願います。
- ・なお、加点評価された建設資材(けんさんぴん登録予定資材)は、けんさん

ぴんに本登録されるまで期間を要するため、新たに「けんさんぴん登録予定資材台帳」として技術調査課 HP で公表します。なお、けんさんぴん登録予定資材については、本登録されたけんさんぴんと同等の取り扱いとなりますので、資材調達にあたっては、ご注意願います。

④ ICT 活用工事について

(令和 5 年 7 月 15 日以降の積算分から実施)

- ICT 活用工事について、発注者指定 I 型^{※1}を土量 5,000 m³以上の土木一式工事に拡大します。
また、発注者指定 II 型^{※2}や受注者希望型^{※3}で発注している工事についても積極的に ICT を活用するよう取り組まれない。
※なお、実施できなかった場合のペナルティはなし。
- 一方、ICT の活用にあたり、使用機器の選定や現場の具体的な作業などについて、無償で専門家からアドバイスを受けられる制度がありますので、ご要望がある場合は、技術調査課まで連絡願います。

※1 土量 5000 m³ (現在は 1 万 m³) 以上の土木一式工事すべて

※2 土量 5000 m³未満かつ予定価格 1,500 万円以上の工事が発注者が指定

※3 予定価格 1,500 万円以上の工事